



すべての子どもには「人権」があります。

問 人権推進課 ☎088・684・1148 総合教育人権課 ☎088・686・8803

子どもに対する虐待などの人権侵害は後を絶たず、大きな社会問題になっています。どんなに小さな命にも守られなければならない人権があります。子どもたちの夢や希望が実現できるように、子どもと大人がお互いの意見を尊重しながら、子どもの権利を地域社会全体で守っていきましょう。

▶民法の懲戒権^{ちようかいけん}が見直され、子の人格を尊重する社会へ

これまでの民法第822条には、親権者の「懲戒権」が定められており、これがしつけとして児童虐待を正当化する口実に使われているという指摘がありました。このため、令和4年12月の法改正により懲戒権は削除され、新たに「子の人格の尊重等」の規定が設けられました。これには、親が子の人格を尊重することや、体罰、子の心身に有害な影響を及ぼす言動の禁止が明記されています。

□子どもの4つの権利を知っていますか？

1989年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」には、次の4つの権利が掲げられています。

●生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られること

●守られる権利^{さくしゆ}

暴力や搾取(人生で得られる体験や成果物、自由などを全て奪われてしまうこと)、有害な労働などから守られること

●育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

●参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

